3　新特会法第八十八条第一項の規定によるほか、前項の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

4　新特会法第八十八条第四項の規定によるほか、第二項の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、先端半導体・人工知能関連技術勘定の歳出とする。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の一項を加える。

26　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日から令和八年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本金等の額と」とあるのは「資本金等の額から情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日から令和八年六月三十日までの間（次項において「特定期間」という。）に独立行政法人情報処理推進機構から情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十七条第一項第十三号に規定する取組資金（次項において「取組資金」という。）として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額と」と、同条第二項中「出資金の額」とあるのは「出資金の額から特定期間に独立行政法人情報処理推進機構から取組資金として出資を受けた金額に二分の一を乗じて得た金額を控除して得た額」とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条に次の一項を加える。

4　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十五条の規定により選定された同法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者が、資本金の額の増加（合併による資本金の額の増加及び分割による資本金の額の増加を除く。）について登記を受ける場合において、当該資本金の額の増加が、同法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第一項第三号及び第四号（業務の範囲等）の業務に関する文書の項中「第五十一条第一項第三号」を「第四十七条第一項第三号」に改める。

（登録免許税法及び住民基本台帳法の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

一　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十二号（二十三の二）

二　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の八十七の二の項

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正）

第十四条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「電源開発促進勘定」の下に「において経理するものとし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策（同条第八項に規定する先端半導体・人工知能関連技術対策に関するものに限る。）に係る歳入歳出は同特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定」を加える。

（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十五条　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第　　号。次条において「整備法」という。）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条のうち情報処理の促進に関する法律第五十一条第二項の改正規定中「第五十一条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

（整備法の一部改正に伴う調整規定）

第十六条　整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、前条（整備法第五条の改正規定に限る。）の規定は、適用しない。

（経済産業省設置法の一部改正）

第十七条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「（昭和三十三年法律第百五十号）及び」を「（昭和三十三年法律第百五十号）、」に、「の規定」を「及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の規定」に改める。

漁業災害補償法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十一号

漁業災害補償法の一部を改正する法律

第一条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「被共済者若しくは」を「被共済者又は」に、「若しくは構成員」を「又は構成員」に改め、「又は被共済者の構成員のうちにその営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」を削り、同条第二項中「又はその構成員」を削り、同条第三項中「又は被共済者の構成員のうちにその営む養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が単位共済限度額に達しないものがある場合」及び「又はその構成員」を削る。

第八十五条及び第九十一条第四項中「に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハ」及び「、第百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を削る。